

厚生労働科学研究費補助金

地域健康危機管理研究事業

# 地方衛生研究所のあり方および 機能強化に関する研究

平成18年度 総括・分担研究報告書

平成19(2007)年 3月

主任研究者 田 中 喜代史

## 目 次

### I. 総括研究報告

地方衛生研究所のあり方および機能強化に関する研究 .....	田中喜代史 .....	1
--------------------------------	-------------	---

### II. 分担研究報告

1. 健康危機管理のための地方衛生研究所のあり方（提言） .....	織田 肇 .....	5
	前田 秀雄	
	岡部 信彦	
2. 狂犬病発生届けを受けた京都市の対応に関する研究 .....	増田 和茂 .....	53
3. 地方衛生研究所の法的経済的評価に関する研究 .....	青木 節子 .....	56

# I 総括研究報告

## 地方衛生研究所のあり方および機能強化に関する研究

主任研究者 田中 喜代史 財団法人 日本健康・栄養食品協会 専務理事

### 研究要旨

本研究は、近年、わが国において牛海綿状脳症（BSE）や SARS の擬似発生等により、国民の公衆衛生への関心が従来になく高まっている。このような健康危機事例に対する行政側の対応として保健所がまず対応するものとされている。しかしながら、大規模あるいは広域的に発生した場合に、各保健所が所轄の地域に限定した対応をするだけでは効果的な対策をとることは極めて困難である。また、検査に際して高水準の検査技術又は検査機器等を要求される場合には、保健所単独での対応が困難であるケースが多く、このような場合、地方衛生研究所が地域の科学的・技術的中核機関としての役割を担うこととされてきた。一方、国立感染症研究所や国立医薬品食品研究所等の国立研究機関は、いわゆる「レファレンスセンター」に位置づけられ、より高度な研究機関ではあるが、各地域にまたがる大規模または広域の事例が多数発生した場合に、直ちに迅速かつ確かな対応をとることは限界がある。このようなことから地域保健の科学的かつ技術的中核として保健所および国立研究機関の両方に密接な連携を持ちつつ活動している地方衛生研究所が、健康危機管理に際し保健所と国立研究機関と連携しつつ、迅速かつ適切に対応できる存在として、また、地域における公衆衛生に係る拠点として、期待が増大してくる。そのため現段階における地方衛生研究所の人員体制、機器設備、健康危機対応能力等の調査分析、保健所及び国立研究機関等との連携体制などについての調査検討を行うと共に、欧米諸国における同様の機関の現状や求められている役割などの調査などを通じ、公衆衛生的な視点のみならず、法学的、社会的、経済学的等の総合的な観点から研究を行い、今後、わが国において求められる地方衛生研究所のあり方について、明確な位置づけならびにその役割について積極的な提言を行うこととし、平成 16 年度を初年として 3 年計画で進めてきた。

平成 16 年度には地方衛生研究所の実態調査と、最も密接な連携先である保健所から期待される役割等についてのアンケート調査を行った。また、諸外国の感染症等の健康危機に関係する法整備などについての文献調査も行った。

平成 17 年度は、16 年度に実施した地方衛生研究所の実態調査の詳細な解析を行い、調査で得られた意見などに基づき今後の地方衛生研究所のありかたについて、法的整備についてなどの 6 項目について検討し健康危機管理のための地方衛生研究所のあり方に関する提言（案）として取りまとめた。

同じく 16 年度に行った保健所に対するアンケート結果を基に、今後、地方衛生研究所が推し進める事項として、研修関連機能などについて検討した。また、重篤な感染症等についての国際連携などに関する国際法についての研究と共に、米国、英国における健康危機に対応する機関などについての実地調査を行った。

平成 18 年度には 17 年度に作成した提言（案）を全国の地方衛生研究所、国立試験研究機関および保健所の全国代表に送付し寄せられた多くの意見や前年までの各分担研究などを基に検討修正し 9 項目にわたる提言として取りまとめた。

### 分担研究者

田中喜代史 財団法人 日本健康・栄養協会  
専務理事

増田 和茂 財団法人 健康・体力づくり事  
業財団 常務理事

織田 肇 大阪府立公衆衛生研究所所長

前田 秀雄 東京都健康安全センター 所長

岡部 信彦 国立感染症研究所 感染症情報  
センター長

青木 節子 慶應義塾大学 総合政策学部 教  
授

## A. 研究目的

本研究の目的は、昨今の健康危機が、多様で高度な対応を要するものになっており、これらに地方衛生研究所（以下地研という）が的確に対応していくために、現段階における地研の人員体制、機器設備、健康危機管理対応能力等の調査・分析に加え、保健所および国立試験研究機関との間の連携体制等の検討も行い、今後、求められることとなる地研の機能・設備・人員等のあるべき姿を明らかにし、それらを通じ地研の充実強化が図られることにより、公衆衛生の向上に貢献することを目的とした研究である。

## B. 研究方法

平成16年度は、まず地研のおかれている実態把握に重点をおいた。まず地研の組織、人員、施設・設備、業務（調査研究、試験検査、研修、情報収集・解析・提供）、保健所・本庁・国立研究機関との連携などの実態調査を行いその実態について把握することとした。

一方、地研にとって最も重要な連携先である保健所からみた、地研における試験検査、共同研究、研修、情報の発信、人事交流、地研に対する認識などについての実情を把握するため保健所にアンケート調査票を送付し、回答を求めた。そのほか、地研の現地調査、地研と国立試験研究機関との連携や欧米の感染症に関する法制度などについて関係資料の収集などによる文献調査研究を行った。

平成17年度には、16年度に実施した組織・人員などの実態調査の詳細な解析を行ったほか、新たに、地研の主要備品の保有状況調査も行い、これらの調査で得られた意見に基づき今後の地研のあり方に関して法的整備、健康危機管理体制の整備、調査研究

機能の充実、試験検査機能の充実、ブロック内での研究所連携、国の機関との連携等についての検討を行い地方衛生研究所のあり方に関する提言を（案）として取りまとめた。同じく、16年度に行った保健所に対するアンケート結果を基に今後地研が推進する事業として研修関連機能、情報の収集・解析、地方感染症情報センターの役割、保健所の視点から他機関（保健所等）との関連についてなどの検討を進めた。その他重篤な感染症についての国際連携について国際法からの文献による研究も行うと共にアメリカ、英国の健康危機に対応する同様な機関についての現地調査を行った。

平成18年度は、16、17年度に調査した地研の業務の実態データの解析や18年度に国外で感染したケースではあるが、本邦で36年ぶりに発生した狂犬病に対して地研がどう対応しなければならないのかの事例調査の実施。本年度が本研究の最終年度であり、17年度に検討した地方衛生研究所のあり方に関する提言（案）に対する意見を国の機関、全国の地研、一部の保健所から求め、さらに、研修機能、情報機能など、これまでの本研究班で研究したものにも検討を加え、1. 地研の法的整備、2. 健康危機管理体制の整備、3. 調査研究の充実、4. 試験検査の充実、5. 研修指導の充実、6. 情報機能の充実、7. 保健所等自治体内機関との連携、8. 地域ブロック内での研究所の連携、9. 国の機関との連携についての9項目にまとめた健康危機管理のための地方衛生研究所のあり方（提言）としてとりまとめた。

また、地研の法的位置づけを検討するため、国内の行政法文献に加え2005年に大改正された国際保健規則（IHR）の逐条解釈のための国際法組織関係

資料の整理も行った。

本研究は地方衛生研究所のあり方とその機能強化に関する研究であり、研究方法に倫理面の問題に触れる研究方法はない。

### C. 研究結果

18年年度は本研究の最終年度であり、これまでの研究成果を取りまとめ、地研が責務とする基本的な機能を危機管理の側面から、危機管理のために特に必要な機能および今後必要になってくる機能を9項目にまとめ健康危機管理のための地方衛生研究所のあり方（提言）とした。1. 地研の法的整備の必要性に関して、試験検査等の面、地研と保健所との役割分担の面、および地方分権との関わりの面から。2. 健康危機管理体制の整備に関して、緊急連絡網や危機管理対策会議、健康危機管理要領、検査マニュアル、施設・設備、レファレンス機能や情報センター機能、他機関との連携体制、模擬訓練、人材育成、人事交流、積極的疫学調査の導入、および危機管理体制の評価の必要性。3. 調査研究の充実に関して、調査研究の業務の必要性、実施すべき調査研究の分野、調査研究の方向および今後強化すべき機能・要件等について。4. 試験検査の充実に関して、充実すべき機能として検査体制、精度管理、施設設備の整備、情報収集力、人材の育成および病原微生物と毒物の管理体制の強化、充実すべき機関間連携として地研間での検査分担と検査協力のための協定、レファレンスセンター設置、および国立研究機関との連携、さらに今後強化すべき検査については微生物分野と理化学分野に分けて検査の現状を踏まえた今後の方向、およびテロ対策について。5. 研修機能の充実に関して、研修機能の位置づけと現状、充実に必要な視点として時期・状況、分野、対象、形式、講師、実施主体および評価システム、課題と展望などについて。6. 情報機能の充実に関して、感染症情報センター関連機能、各種のデータバンク機能、シンクタンク機能、ホームページ、メール、プレス機能等の広報機能、危機発生時の情報活動、および情報提供体制の強化について。7. 保健所等自治体内機関との連携に関して、保健所、家畜保健衛生所、

動物愛護センター、警察、消防、および試験研究機関との連携について。8. ブロック内での地研の連携に関して、地域ブロックセンターの設置やメーリングリストの整備、相互技術研修、試験検査の分担、レファレンスセンターの設置および連携のための協定などの必要性と連携の推進のための要件等について。9. 国の機関との連携に関して、検疫所、地方厚生局との連携、国立試験研究機関との今後の連携のあり方などについて。

また、国際的な危機管理に際し地研の役割を検討する際に有用な資料にするため国際保健規則（IHR）の仮訳をおこなった。

### D. 考察

18年度は17年度の提言（案）に対する意見聴取や、（案）に含まれていなかった研修機能や情報機能の充実などを加え本研究の目的であった地研のあり方と機能強化の考え方をまとめ提言として示すことが出来た。研究班のスタートの後からも、新型インフルエンザ、ノロウイルス、狂犬病、鳥インフルエンザ、ウエストナイルウイルスなどの感染症の新たな発生や食品中の残留農薬などの化学物質への対応が迫られ、その対応に地研の役割はますます重要となってきた。この点については、地研のあり方は保健所や精神保健福祉センターと同様に地域における公衆衛生活動において重要な拠点にも拘わらずその設置に関する根拠は昭和23年4月に都道府県知事宛の3局長通達にはじまり、昭和39年5月18日付け次官通達でその強化に関する通達が発出され、その後、数回に渡り次官通知の改正も行われ、時代に合った強化は図られてきたが、明確な法的位置づけはされずに今日に至った結果、地研間に人的、機器整備などにバラツキが出てきた、これらを解決するためにも法的整備は喫緊な課題であろう、今回の提言の検討過程で法的位置づけに関し、地研の備えるべき業務能力等の基準を法レベルで明確にすることで、まったく新たに規定し整備するのではなくこれまでの設置主体である地方公共団体のそれぞれの判

断で整備・運営されてきたものを基礎とし強化するのが現実的であるとの検討結果になっているが、今後の法的整備のあり方を考えるに当たっての方向性を示す提言と考えている。

## **E. 結論**

地研が国民の保健衛生上の安全・安心を保障していく上でこれからのあるべき姿を本研究では健康危機管理のための地方衛生研究所のあり方（提言）としてまとめた。

今日健康危機が単に、ある地方のみの保健衛生の問題のみでとどまることはまれであり、日本全国、

また、国際的広がりを持つものも少なくない、これらの問題の解決を図るためにも地研の早急な法的整備が必要である。本研究で法的整備の必要性や地研の機能を十分生かせるための機能充実について提言として取りまとめたので、国におかれても、地研を設置する地方公共団体におかれても今回の提言を参考にされ地研の機能強化が図られ、国民の公衆衛生の向上が図られることを期待するものである。

## **F. 健康危険情報**

把握した健康危険情報は無い

## II 分担研究報告

## 健康危機管理のための地方衛生研究所のあり方（提言）

分担研究者 織田 肇 大阪府立公衆衛生研究所 所長  
前田 秀雄 東京都健康安全研究センター所長  
岡部 信彦 国立感染症研究所感染症情報センター長

### 研究要旨

本研究は、平成17年5月に地域保健対策検討会がとりまとめた中間報告の、地域における健康危機管理対策の項に示された「地方衛生研究所（地研）の持つべき機能」について、地研の現状を踏まえ詳しく検討し、今後のあり方を提言することを目的として行った。具体的には、16年度に調査した地研の網羅的業務実態体制調査データを解析し、その結果を踏まえた提言（案）を17年度において作成し、今年度はこれを全国地研、国立試験研究機関および保健所の全国代表に送付し、寄せられた多くの意見を基に加筆修正した。

提言には、地研が責務とする主要な機能を危機管理の面からまとめたほか、危機管理に基本的に必要な機能ならびに今後必要となってくる機能について、以下の9項目を提言した。

①地研の法的整備の必要性を試験検査等の面、地研と保健所との役割分担の面、および地方分権との関わりから述べ、②健康危機管理体制の整備については、緊急連絡網や危機管理対策会議、健康危機管理要領（平常時、緊急時）、検査マニュアル、施設・設備、レファレンス機能や情報センター機能、他機関との連携体制、模擬訓練、人材育成、人事交流、積極的疫学調査の導入、および危機管理体制の評価の必要性を、③調査研究の充実については、調査研究業務の必要性、実施すべき調査研究の分野、調査研究の方向および今後強化すべき機能・要件等を述べ、④試験検査の充実については、充実すべき機能として検査体制、精度管理、施設設備の整備、情報収集力、人材の育成および病原微生物と毒物の管理体制等の強化を述べ、充実すべき機関間連携として地研間での検査分担と検査協力のための協定、レファレンスセンター設置、および国立研究機関との連携を述べた。さらに、今後強化すべき検査については微生物分野と理化学分野に分けて検査の現況を踏まえた今後の方向、およびテロ対応について述べた。⑤研修指導の充実では、研修指導の位置付けと現状、充実に必要な視点として状況・時期、分野、対象、形式、講師、実施主体および評価システム、さらに充実への課題と展望を、⑥情報機能の充実では、感染症情報センター関連機能、各種のデータバンク機能、シンクタンク機能、ホームページ、メール、プレス機能等の広報機能、および危機発生時の情報活動、および情報提供体制の強化について述べた。⑦保健所等自治体内機関との連携では、家畜保健衛生所、動物愛護センター、警察、消防、および試験研究機関との連携を述べ、⑧地域ブロック内での研究所連携については、地域ブロックセンターの設置やメーリングリストの整備、相互技術研修、試験検査の分担、レファレンスセンターの設置および連携のための協定などの必要性と、連携の推進のための要件を、⑨国の機関との連携については、検疫所、地方厚生局との連携とともに、機関別に国立試験研究機関との今後の連携のあり方をまとめた。

## 研究協力者

内田 幸憲 神戸検疫所 所長  
土井 幹雄 茨城県衛生研究所 所長  
中島 守 埼玉県衛生研究所 副所長

鳥羽 和憲 横浜市衛生研究所 所長  
田中 智之 堺市衛生研究所 所長

## A. 研究目的

昨今の健康危機は多様で高度な対応を要するものに変容してきており、これに対し厚生労働省は地域保健対策検討会を組織し、平成17年5月に地域における危機管理体制のあり方について「中間報告」をまとめている。この中で地方衛生研究所（以下、地研と略す）は、「保健所等の職員に対する専門研修の実施と従来の機能に加え新たに地域及び広域における健康危機管理の科学的・技術的中核としての機能」を持つものとされている。そのため本研究では、今後、地研が健康危機管理に対応するために持つべき機能等のあり方を提言としてまとめることとした。

## B. 研究方法

研究にあたっては、16年度に調査した地研の業務実態データを解析したほか、その調査で得られた意見を基にして、あり方を検討した。検討した項目は、①地研の法的整備、②健康危機管理体制の整備、③調査研究の充実、④試験検査の充実、⑤研修指導の充実、⑥情報機能の充実、⑦保健所等自治体内機関との連携、⑧地域ブロック内での研究所連携および⑨国の機関との連携である。

なお、本提言は17年度に案を作成し、これに対し、国の機関、一部の保健所および全地研から意見を求め（18年度織田班分担研究報告書参照）、加筆修正したものである。平成17年度報告書の提言案と関連の図表および平成16年度報告書の地研の業務体制実態調査も合わせて参照されたい。

## C. 研究結果

### 健康危機管理のための地方衛生研究所のあり方(提言) はじめに

昨今の健康危機は、O157、ノロウイルス、

SARS、新型インフルエンザ等の食中毒や感染症、および健康食品事件や無許可の食品添加物や残留農薬の含まれた食品の流通などに代表されるように、多様で高度な対応を要するものに変化してきている。また、BCテロへの対応も新たな課題となっており、このような状況に対応するために、地域保健対策検討会は平成17年5月23日に中間報告をまとめ、地域における健康危機管理対策の項で、地研について次のように述べている。

○地方衛生研究所は、地域における健康危機管理に対応する機関として、保健所等の職員に対する専門研修の実施という重要な役割を再確認するとともに、従来の機能（試験検査、調査研究、研修指導等）に加え、新たに、地域及び広域における健康危機管理の科学的・技術的中核としての機能を保持することが求められる。

○設置機器による検査対応可能性だけでなく、職員の実践能力も含んだ能力に関しても、格差が生じないようにしなければならない。住民の安心・安全をどの地域でも均等に確保するためには健康危機に対して地方衛生研究所が発揮すべき機能について明らかにし、検査・精度管理能力や疫学調査能力等の水準を確保する必要がある。

○また、広域の感染症や重大な健康危機の事例に対応するためには、都道府県及び指定都市において必要とされる機能を明確化し、近隣の都道府県を中心に地区ブロック内において、平時から連携体制の構築を図るとともに、調整の中核となる地方衛生研究所を定めておくことが必要である。

○広域又は原因不明の感染症や新興・再興感染症に起因する重大な健康危機の事例に対応するためには、地方感染症情報センターの機能強化・拡大を図る必要がある。

○これらに対応するため、生物テロ等を含めた健康

危機管理対策として、都道府県及び指定都市が持つべき調査研究機能、試験検査機能、研修指導機能、情報収集・解析機能について、疫学調査の実施や分析等、必要な機能のレベルについて明確化する必要がある。

このように地研は、従来の地域における保健衛生の科学的・技術的中核機関という位置づけから、地域および広域における健康危機管理の科学的・技術的中核の機能を持つべきとされている。

本提言はこれに沿った形で検討を行ったものであり、上記中間報告およびこの間の健康危機の変貌やそれを取り巻く環境並びに社会的状況の変化に対応して、今後、地研が健康危機管理に対応するために持つべき機能等についてあり方を、地研と国の機関とで構成する研究チームで検討し、地研自らに対する、また国や関係機関に対する提言としてまとめたものである。

なお、健康危機管理とは、健康被害発生時の対応のみならず健康被害の予防のために行っている平常時の試験検査や調査研究も含んでいる。従って本提言では、図1(p.45)に示すように、地研の基本的な機能である調査研究、試験検査、研修指導および情報機能について、平常時と危機時のあり方について述べ、これに加えて、法的整備、危機管理体制および関連機関との連携について述べた。

## 1. 地方衛生研究所に係る法的整備について

### ① 法的整備の趣旨

地方公共団体が保健衛生・健康危機管理を十分に遂行できるための試験検査、調査研究などの業務能力の基準を、地域保健法等に明確に規定し、地研において当該業務を実施することを明らかにすることによって、現在、事実上地研を中心に実施されている当該業務の実施体制の整備を図り、これにより全国民に均しく保健衛生上の「安全・安心」を保障しようとするところにある。

### ② 検討課題

上述の意味での法的整備を国に対して要請するに

当って、従前の経緯や今後の展望を総合すると、次のような課題について考察しておく必要がある。

#### イ) 基本的問いについて一今、何故地研の法的整備が問題となるのか。

これまで地研は法的整備がなされないまま何十年も業務を実施してきたが、今、何故、法的整備が必要であるのか。

#### ロ) 地研と保健所との役割分担について

地研が担当すべきどのような業務が法的整備を必要としているのか。保健所との役割分担をどう考えるのか。

#### ハ) 地研に係る法的整備と地方分権との関連について

法律で地研の設置基準等を定めることにより、地研の基準を全国的に統一しようとするのと、地方分権の流れとの関わりはどのようなものか。

## ③ 考察

### イ) 地研に係る法的整備について

現状における地研についての法的整備状況を概観すると、地域保健法の規定に基づき制定された「指針」、「地方衛生研究所設置要綱」(事務次官通達)、地方公共団体の制定した地研設置条例などが挙げられる。

しかし、地研を取り巻く状況の変化とそれへの的確な対応のためには、それらの措置のみで必要にして十分なものと言えるのか、という視点から、次のような事項について検討を加えた。

#### a. 試験検査に関する事項について

まず、地研が中心となって実施している保健衛生に係る試験検査に関する事項について検討する。

- ・試験検査の著しい高度化・多様化に伴い、地研には高度で広範な科学的・専門的知見が求められるようになるとともに、高規格の検査施設や高額の検査機器類の導入などが求められており、それに対する国による技術的・財政的支援などが法的に担保される必要性が高まっているものと思われる。

- ・この具体的な事例として、NBCテロへの対応方策の中に、地研が明確に組み込まれており、相応

の役割を果たすことが予定されていることから、そのための体制整備を図る必要があるが、その根拠が必ずしも明らかでない。これを法令レベルで明確にする必要がある。特に、「安全・安心社会」の実現を政府の目標とし、それを脅かすもののひとつとして感染症が問題となる現状において、単にNBCテロによるもののみならず、ヒトとモノの膨大な交通・流通に伴い、発生する新型インフルエンザパンデミックなどさまざまな感染症の早期封じ込めや通常からの予防のための役割を果たす地研の法制化が要請されている。

- ・試験検査の著しい高度化・多様化と関連して、バイオセーフティやバイオセキュリティの必要性が、認識されるようになってきているが、それらの基本的な考え方や対処方針などについては、法令をもって統一的に定められるべきものである。バイオセーフティの強化については、日本もメンバーである化学・生物剤並びにその施設・設備・技術の輸出管理レジームであるオーストラリア・グループ・ガイドラインの要請するところである。さらに、生物兵器禁止条約の第6回再検討会議（2006年）に向けての努力のひとつに、加盟国のバイオセーフティ強化があり、また、同条約第4条では、バイオセキュリティの徹底が要求されている。さらに、2004年の国連安全保障理事会決議1540では、NBC兵器の原材料が国連加盟国内部で非政府団体の手に渡らないように国内履行を強化する法的義務を各国に課している。そのような国際情勢に鑑みて、日本として、地研をその国内実施の中核である保健所の支援機関と位置付け、法整備を行う必要がある。
- ・高速大量交通ネットワークの整備に伴い、感染症に係る試験検査や調査研究などの実施に当たって、地研間の広域的な連携を強化する必要性が増大しているが、この連携を進める前提として、各地研の技術水準の規格化を図ることが不可欠だと思われる。その際、技術水準の規格化は法令をもって定められるべきものである。
- ・米国での状況：米国では1999年の大統領指令を受けて全国的なラボラトリーのネットワーク

(Laboratory Response Network:LRN)が構築された。LRNはBCテロ、新興感染症、その他公衆衛生上の脅威や非常事態に対し、緊急に対応できるよう構築されたラボラトリーの統合的なネットワークである。生物学的なLRNは3レベルの構造となっている。また各州に対しての財政的な援助や国による研修がなされている。このような事業は日本でも健康危機管理のために参考になると考えられる。すなわち病院または臨床検査所、保健所などでの簡易な検査を1次、地研での高度な検査を2次、国の研究所での確定検査を3次と位置づけるなどし、それに検体搬送や情報連携も含めた有機的なネットワークを形成することは有意義であり、国の業務として運営すべきであると考えられる。またこのような観点にたつて、ネットワークの構成者を法的に位置づけることも必要である。

#### b. その他の業務について

地研においては、上述の試験検査以外に、調査研究、研修指導、公衆衛生に係る情報の収集・解析・提供などの業務を行っている。これらの業務も地方公共団体が備えるべき重要な機能であり、責務でもあることから、試験検査と一体的・総合的にその推進が図られるように、法令をもって定められるべきである。

#### ロ) 地研と保健所との役割分担について

地研が担当すべきどのような業務が法的整備を必要としているのか、保健所との役割分担をどう考えるのかが、重要な検討課題になる。

現行の地域保健法では、衛生に係る検査業務を保健所の業務と規定している。しかし、現状は、多くの都道府県で保健所と地研との役割分担のなかで、より現実的かつ妥当な対応が図られてきている。即ち、簡易で、結果を短時間で得る必要のあるような検査は、対人施策の総合的な直接窓口である保健所等で実施することによって、より迅速で機動的な対応ができるようにするとともに、より高度で精細な検査は、支援組織である地研に効果的・効率的に集約し、専門的な知見や技術と厳格な精度管理のもとで、正確かつ迅速に試験検査結果を保健所に提供す

ることとしているのである。こうした業務の分担によって、地研の位置付けが明確になり、適時的確な情報提供を行うことが可能となって、保健所の判断の正統性をよりよく支持・支援することができることとなっている。

今般の「地研の法的整備」は、このような現実を整理し、法的に明確化しようとするものにほかならない。

#### ハ) 地研に係る法的整備と地方分権との関係について

今般の地研に係る法的整備の目的は、既述のとおり、全国民に均しく保健衛生上の「安全・安心」を保障しようとするものであって、国の責任において法令レベルで措置すべきものである。しかし、そこで定められる基準等は国と地方公共団体が連携、役割分担をするなかで、地域の実情にあわせ、その業務や機能をさらに拡充・強化する事ができるものとして、規定・運用されるよう十分な配慮が必要である。

#### ④ まとめ－「地研の法的整備」の具体的方向について

今後必要な「地研の法的整備」は、地方公共団体が備えるべき保健衛生に係る試験検査・調査研究等の業務能力の基準を、地域の実情に応じ、国と地方公共団体が連携、分担して、健康危機管理の中核たる保健所の機能と、その科学的・技術的中核として地方衛生研究所に必要とされる機能の充実を図る。

その際、全く新たにそれらを規定し、整備するのではなく、「地方衛生研究所設置要綱」を拠り所としながら各地方公共団体がそれぞれの判断で地研を整備・運営してきたものを基礎としつつ、そして、現状ではまちまちな地研の位置づけ、役割、整備状況を、地域の実情をふまえ、現実的に強化する方向が妥当な方向であると考えられる。

保健所を中心とした、地方公共団体の保健衛生行政の拡充強化を図るという国の基本方針のもとで、地研の役割は保健所の業務、ひいては自治体の業務を科学技術的な側面から支援することであることを法的に明確に規定し、その役割にふさわしい業務能

力が付与されるようにすることが、「地研の法的整備」の目指すべき方向であり、真の意義があるものと考えられる。

また、これまで述べたような方向での法的整備を実現するためには、国と地方自治体が連携と役割分担をより明確化する中で、各地方自治体保健衛生行政担当部局、保健所と一体となった連携の推進と議論が不可欠である。

注) 本項は本研究班の青木節子分担研究者(慶応義塾大学総合政策学部教授)、その研究協力者である渡井理佳子氏(日本大学大学院法務研究科助教授)の協力をうけ、地方衛生研究所全国協議会地研強化部会によってまとめられた。

#### [附]

##### 地方衛生研究所の独立行政法人化に関して

地方独立行政法人法の定義・目的には、「その地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要のないもの」とある。地研の主たる業務は、健康危機管理への対応、感染症や食中毒発生などの突発的な事故への対応、行政処分等の法権力の行使の根拠となる検査等であり、地方公共団体自身が直接実施する必要のある業務である。

地研は、地域の保健衛生行政を科学的・技術的に支援する中核として、関係行政部局、保健所等と緊密な連携の下に、試験検査、調査研究、研修指導及び公衆衛生情報の収集・解析・提供業務を実施しており、住民の健康と生活の安全を確保する重要な役割を担っている。近年、「O157」「SARS」「高病原性鳥インフルエンザ」「ノロウイルスによる感染性胃腸炎」等の食中毒事例および感染症、食品等に含まれる農薬等危険物質やシックハウス等化学物質による室内空気汚染および水道に含まれる環境ホルモン問題など健康危機事例が頻発している。これら健康危機事例が発生した場合、直ちに迅速な原因究明と的確な被害拡大防止策が必要であり、地研の実施する検査・分析結果は行政の最終判断に重大な影響を及ぼす。また炭疽菌によるバイオテロ事件に象徴されるように、警察や消防などとも緊密な連携体制

を構築していくことが従前にも増して強く求められている。

このように地研の担う試験検査業務は、感染症・食中毒事件や食品の違反事例等、地研の試験検査結果に基づき、関係行政部局が公衆衛生上必要な公権力を行使することになる。このことは、地研が公権力行使の基盤を支えていることに他ならず、よって公権力の行使を行う部署と一体であることが不可欠である。

さらに地研は将来の健康危機管理に備えた予見的な研究も実施している。日頃の地道な調査研究が、突発的な健康危機発生時において、医療や原因究明に大きな役割を果たしている。従って、地研の検査・研究のレベルは、行政処分や風評被害の防止等の根拠として高いレベルが要求される。こうした信頼性のある検査・分析を行うには、採算性の優先よりも確実性・信頼性が求められ、住民の安全・安心に寄与するために日常的に危機管理意識を持って予見的な研究を行うことが必要である。これらは健康被害が生じてからの対応では遅い。

以上のように、住民の重大な「健康危機管理」に関わる業務であるので、直接行政の責任において実施すべき業務であり、独立行政法人化には馴染まないと考えられる。このことに関しては平成16年10月に開催された第55回地研全国協議会総会の席上、意見の一致を見たところである。

なお、厚労省関連の国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所などの類似試験研究機関は、独立行政法人化がなされておらず、国の機関として残されている。その理由としては、新興再興感染症に対する緊急対応や炭疽菌等のバイオテロへの対応、食品・医薬品の安全性の確保など国民の健康を保護する国家的責任が大きいことから、直接国の責任において実施することが必要な事務、事業と判断されたためであると考えられる。地研も同様に、地方における健康危機への行政対応に科学的根拠の提供を求められる機関であり、独法化は馴染まないと考えられる。

## 2. 健康危機管理体制の整備

### ① 所内組織及び運営体制の整備

#### イ) 緊急連絡網

危機発生時に地研、保健所、本庁および関連機関で構成する電話等による連絡網を作成しておく。各地研内においても内部連絡網を作成し、24時間体制で迅速な対応を目指す。

#### ロ) 危機管理業務の所管組織

危機発生に際し、必要な調整を行う組織が必要である。この組織は、検査を担当する組織とは独立させ、所全体の企画調整、所外との連絡、情報ネットワークの運営管理を担当する組織があたるのが適切である。

#### ハ) 危機管理対策会議

健康危機の発生の際に所長が開催する危機管理対策会議を予め設置しておく。本会議の事務局は上記危機管理所管組織が担当し、有事の際には、健康危機の規模・内容などからメンバー構成を判断して会議を開催する。この会議において、対応の方針、検査担当部門、連絡網、広報関係の担当などを決定する。

### ② 健康危機管理要領の策定

原因究明と検査を中心とする自治体内での地研の役割を果たすために、各地研は健康危機管理要領を所として作成しておく必要がある。その中には、関連機関との連携も含め、以下のような平常時に行うべきこと並びに健康危機発生時に行うべきことを定めておく必要がある。

#### イ) 平常時

調査研究、試験検査、情報収集・解析・提供、研修、関連機関との連携、感染症情報ネットワーク、地研間連携、国立試験研究機関（以下、国研と略す）との連携、模擬訓練、資材の備蓄・調達、応援体制、危機対応チェックリストの準備など

#### ロ) 緊急時

所内；対策会議、発生規模別対策、役割分担（管理担当、情報担当、検査担当、サンプリング担当、チェックリスト担当）、情報管理、情報発信など  
連携；自治体内関連機関、他の地研、国研など

### ③ 検査マニュアルの整備

後述の試験検査の充実の章に記載する化学物質、食中毒、感染症等の検査については、公定法またはそれに準ずる方法のマニュアルを検査試料ごとに整備すべきである。その中で特に、健康危機発生のリスクが高いものについては、簡易検査キットなどを用いる迅速検査マニュアルも整備する必要がある。また、これらのマニュアルは公定法の更新や検査技術の進歩などに合わせた見直しが必要である。サンプリングマニュアル及び記録・報告様式も事前に準備しておくべきである。

また、健康危機の予防的観点から重要な未知物質検索マニュアルについても、地研としての標準的検査マニュアルの整備が必要と考えられる。

なお、新規検査法の開発が早急に必要な場合は、国を始め関係機関で分担を行い、早期のマニュアル整備を目指すべきである。

### ④ 施設・設備の整備

危機発生に際しての検査対応を各地研で行えるよう、必要な分析機器を整備しておく必要があり、平常時の検査・研究業務での使用を通じて高度検査機能の水準を維持するとともに、その機能を維持するための機器更新とそれに応じた研修も必要である。安全実験室については、全ての都道府県、指定都市で整備すべきであり、また一施設に複数の室があることが望ましい。また、関連機関との連携を迅速に行えるよう、情報通信のインフラ整備も重要である。

### ⑤ レファレンス機能の整備

有事に中心的役割を持つ保健所に対し、地研は科学的・技術的支援を行う立場にあり、そのためには、原因究明に必要な高度検査技術、関連情報や知見の集積、及び各種標準品の整備等に努めるべきである。また、レファレンス機能を果たすために必要な標準品の備蓄に関しては、他の地研や国研と分担して行うことが有効であり、有事に際し保健所等からの提供依頼に対し、必要な量を迅速かつ安全に搬送する方法を決めておくことも必要である。

### ⑥ 情報センター機能の整備

平時より国内外の健康被害に関する情報を収集整理し、保健所や本庁等の関連機関はもとより市民へも情報提供を行うなど、いわゆる健康危機に関する情報センターとして機能すべきである。さらに、自治体内の保健所や本庁を始め他の地研、国研でネットワークを構築し、各々が保有するデータベースの共有化を図るとともに、平常時より情報交換を密に行うほか、感染症情報や各分野のメーリングリストを利用した交換情報等に留意し、原因不明の健康被害の発生に際しても効果的に機能する連携基盤を構築しておくことが必要である

用意すべき情報としては、感染症に関する各種情報や治療方法等のほか、化学物質については中毒情報センターが提供する情報を参考にしながら、既に地研間で共有している危機事例、判別方法などのデータベースや安全性情報、及び分析のための標準品の保有等の情報を含むべきである。

### ⑦ 他機関との連携体制の整備

各自治体では感染症、食中毒、飲料水、医薬品、有毒化学物質などによる健康危機、およびテロに対応する危機管理要領が準備されており、これらの要領に記載されている地研の最も重要な役割は迅速な原因物質の分析・特定となっている。これを効果的に行うため保健所を始め警察（科捜研）、消防、家畜保健所、検疫所などとの連携を、初動時から事後に至るまで、詳細に定めておくとともに、平常時から情報交換等を行い連携基盤をつくっておく必要がある。事例によっては、地研の職員が保健所の職員とともに現場に出向き、積極的に疫学調査に参加することも必要である。

また、自治体内では解決できない事例に備え、検査依頼や専門的助言を行えるようなブロック内での連携体制を平常時より確立しておく必要がある。このためには後述するような自治体間での相互協力協定の締結が有効である。

### ⑧ 模擬訓練の実施

病原微生物、化学物質、および原因不明の健康危

機発生に関する模擬訓練モデルを作成し、これによる模擬訓練を年1回程度行う必要がある。訓練後は、検査マニュアルや関係機関との連携上の問題点を分析し、改善する必要がある。模擬訓練モデルには、関連機関との連携、情報ネットワークの活用、データベースの活用を盛り込んでおく。また、NBCテロに対する模擬訓練も本庁等と連携して行う必要がある。

### ⑨ 人材育成

地研は、地域における健康危機管理に対応する機関として、保健所等の職員に対する検査技術研修や講演会・講習会の実施など、専門研修の実施を行う。同時に、地研は原因究明と確定診断を役割としており、これを果たすには専門知識に基づいた確かな判断が不可欠である。そのためには、職員自身の資質向上が重要であり、状況に応じて適切な検査計画を作成できるよう、各種訓練と研修等を受け必要な知識と技術を確保できるシステムの整備、並びに職員の適切な配置を行うべきである。

### ⑩ 人事交流

地域の健康危機対応を保健所、地研、行政の3者で連携して行うには、専門知識と技術を取得した人材を適所に配置することが重要であり、そのためには自治体内の関連機関での人事交流、さらには地研間あるいは国研など行政区画を越える相互人的交流が有効であり、職員全体の資質向上にもつながる。ただし、技術や専門知識の取得には年数がかかり、また、その継続・継承も重要であることから、地研においては短期間での人事異動は適切ではない。人事交流にあたっては、この点を十分に考慮すべきである。

### ⑪ 健康危機事例への積極的疫学調査の導入

感染症や化学物質などによる健康被害は、被害の拡大とまん延を伴う可能性が極めて高い。この可能性を抑えるには、原因の究明と汚染経路の解明を迅速に行うことが最優先課題である。

健康被害の原因究明と汚染経路の解明には、現

地での積極的な実地疫学調査が重要であり、保健所との協力体制のもと地研もその一翼を担うことが望まれる。そのためには、疫学の専門家を養成する必要がある。実地疫学調査専門家養成コース（FETP）の活用、あるいはその修了者による研修会等を行って実地疫学調査のための人材育成を進める必要がある。それまでの手段としては、疫学の専門家やFETP修了者の派遣を、国の機関や他府県に依頼できるような相互協力協定の締結などを進めることが望まれる。

### ⑫ 危機管理体制の評価

平常時から危機管理体制が万全かどうかを評価しておくことが必要である。このためにはチェックリスト\*を活用することが有効である。また、危機発生時にも詳細な記録をつけるとともに、対応に漏れがないかをチェックする。さらに事後に事例に関する一連の報告書を作成するとともに、緊急体制や検査法等の対応の評価、課題の抽出、改善に必要な事項の洗い出し等を行うことが必要である。さらに、自治体内の関連機関および他の地研等に情報提供を行い、必要な助言を受けるとともに共有化を図ることにより、今後の健康危機対応への支援や対応方法の改善に活用すべきである。

\*；平成15年度厚生科学研究分担報告書、健康危機管理事例のデータベース化とその利用に関する研究（分担研究者、織田肇）

## 3. 調査研究の充実

### ① 調査研究業務の必要性

調査研究業務は、地域における保健衛生行政の科学的・技術的中核機関として位置付けられている地研にとって、健康危機の予防・予見および健康被害発生時における迅速な原因究明と蔓延防止のために不可欠な業務である。

健康危機のリスクに応じて警告を発信したり、また実際に健康危機が発生した場合に即座に対処するためには、日常の調査研究業務によって培われた総合力が必須である。

これまでに地研が健康危機管理において顕著な貢

献をした例は多数あり、今後とも以下の②実施すべき調査研究の分野、③実施すべき調査研究の方向を参考に調査研究を推進していくべきである。

## ② 実施すべき調査研究の分野

平成16年度厚生労働科学研究の分担研究「地方衛生研究所における業務体制実態調査」の結果では、微生物分野および理化学分野の調査研究で、地研75機関のうちで15機関以上が実施している調査研究項目は以下の28項目である。地研の設置型が都道府県か、指定都市か、又は中核市等かによって実施率は若干異なっているが、これらの調査研究分野は多くの機関が実施しており、地域での日常生活に密着した健康危機管理に係るテーマとして、今後とも継続して取り組むべきである。

### イ) 微生物分野

ウイルス感染症、細菌感染症、食品微生物、感染症動向調査、リケッチア、原虫、衛生害虫、寄生虫、カビ。

### ロ) 理化学分野

食品添加物、食品残留農薬、食品汚染物質、遺伝子組換え食品、アレルギー食品、自然毒、医薬品等、健康食品、上水、住居衛生、家庭用品、環境水、内分泌かく乱物質、水質汚染物質、下水、温泉、放射線。

### ハ) その他の分野

衛生統計解析、生活習慣病。

## ③ 実施すべき調査研究の方向

地研が行う調査研究は試験検査と相互補完の関係にある。すなわち、行政上必要な試験検査業務を適切に行うには、日常的な調査研究への取り組みが必要であり、逆に試験検査結果から生ずる問題点の解明が、調査研究の課題に繋がっている。

また、健康危機の予防的・予見的な視点からの高いレベルの調査研究が求められており、優れた知識・技術水準を得るためには、先進的な機関との共同調査・共同研究を含めた調査研究を推進する必要がある。

### イ) 試験検査技術の向上のための調査研究

地研の主要業務として、行政検査や外部からの依

頼検査などの試験検査業務がある。近年の試験検査業務は、高度化・多様化するとともに、新たな技術の導入など目覚ましい進歩が見られ、単に既存の試験検査のみを実施するだけでは、新たな行政需要に対応できない状況にある。また、以前にも増して試験検査結果の迅速な還元が要求され、さらには蓄積されたデータから異常値の検出や数値の変動などのトレンド解析により、健康危機発生の予測を行うことも求められている。したがって、迅速で精度の高い検査技術の開発と応用が常に要求され、こうした試験検査業務を的確に遂行するには、新たに開発された方法論や技術の導入はもとより、日常的な調査研究の裏付けがあつて初めて可能となる。

なお、新たな調査研究や方法の開発にあたっては、コストや環境面に十分配慮すべきである。

以上の観点から、試験検査に関連して、次のような調査研究を行う必要がある。

#### a. 試験検査の精度アップと迅速化

健康危機に的確に対応していくためには、病原微生物の確定診断や化学物質の特定のための高精度で迅速、かつ実用的な検査技術開発を進めていく必要がある。これらの技術開発には、遺伝子診断技術や高度機器分析技術など、科学技術の進歩や国の施策の動向をふまえた先端技術の整備が重要である。また、健康危機の予測と発生時の原因究明に役立つ疫学マーカーの開発も重要である。

#### b. 同時多成分分析法の開発

理化学分野の検査では、平成18年5月29日時点で、食品のポジティブリスト制度に係る残留農薬等799項目、および水道水の農薬類では101項目という多項目が規定されている。法改正により、これらの項目数は年々増加する傾向にあり、また、いわゆる健康食品による健康被害事例が多発し迅速な測定が求められているにもかかわらず、人員増や機器の購入が困難な現状にあつては、測定値の高い信頼性を確保する技術開発とより効率的な同時多成分分析法の開発が必要である。

微生物分野においても、集団発生時の多数検体の処理に加えて、複数病原体の検出、同定等を短時間のうちに行うなど、多病原体の同時検出技術の必要

性が高まっている。

### c. 精度管理・研修指導

既に導入されている食品検査の信頼性確保 (GLP) に続き、水質検査にも GLP が導入される方向が示されており、検査精度の確保が国内的にも国際的にも厳しく要求されている。地研は、自らの精度管理は勿論のこと、自治体内の保健所等地域保健関係職員の人材の養成及び資質の向上を目的とした研修指導、衛生に関する試験検査機関に対する技術的指導を行う役割を担っており、それに必要な総合的な知識と技術の確保や調査研究を行う必要がある。

### d. 安全性の確保

地研が日常的に行っている試験検査業務には、健康被害を直接的に発生させるものやそのリスクが高いものが多数含まれており、特に危機発生時には危険物を含む可能性が高い検体を扱うことが想定される。職員や研究所、あるいは近隣・周辺的安全性を確保するための検体処理法や検査法の開発も重要な研究課題である。

### ロ) 検査結果の解析から生じる調査研究課題

日常の行政検査や依頼検査において、既存のデータと異なる結果が出ることや、通説に反する結果が出ることもあり、これらの原因を究明することにより、重要な健康危機関連情報が得られる場合が少なくない。地研は、地域に基盤を持つ保健所と連携しており、継続的に地域の検査材料や菌株が持ち込まれるなどの特徴を持つ試験研究機関であることから、次のような調査研究を行う必要がある。

#### a. 食中毒や感染症の原因解明

病原性大腸菌、ノロウイルスなど、病原微生物には遺伝子多型を持つものが非常に多いため、確定診断には多数の菌株を保有しておく必要があり、かつ診断技術も多岐にわたっている。地研としては微生物の迅速で正確な検査を行えば検査機関としての一定の役割は果たせるが、予防や蔓延防止および汚染源の確定などの観点からは、病原微生物の微生物学的な把握や毒性発現機構など、食中毒や感染症における未解明な課題に取り組むことが重要である。

#### b. 公衆衛生上の地域特性課題への取り組み

地域に密着した健康危機課題への取り組みは、地

方自治体の地研にとって最も基本的で重要な業務である。地域特性課題は日常の行政検査から派生することが多く、地研では、常日頃より保健所と連携して課題の検討を行うとともに、本庁、保健所、地研で構成する検討協議会等で、課題の選定、成果報告、事業評価などを行い、地域特性課題の発掘と解決に積極的に取り組む必要がある。

上記のイ)、ロ)のように、試験検査業務と調査研究業務は相互補完的であると言え、両者は表裏一体の関係にある。

### ハ) 予防的・予見的な視点からの調査研究

健康危機の予防や警告を行うことができれば被害の未然防止が可能となり、また被害が発生した場合でも、蔓延を防止し被害者数を減少させられるなど被害の程度を抑えることができる。

地研で得られる検査データの一部は、異常を感知するためのバックグラウンドレベルを表すものとして蓄積されている。それらの蓄積されたデータは、異常値の検出や数値の変動などのトレンド解析により健康危機発生の予測に繋がっている。また、通常行う検査項目の中には、頻繁に健康被害を発生させるものや、そのリスクが高いものが多数含まれており、特にこれらの項目に関しては、迅速で精度の高い検査技術の開発が要求される。

以上の観点から、試験検査に関連して、次のような調査研究を行う必要がある、これらは健康危機の予防的観点から重要と考えられる。

#### a. 病原微生物野生株の分離と保存

病原微生物は遺伝子変異を繰り返し出現してくる。野生株を分離保存し経時的に分析する研究は新型インフルエンザ対策をはじめ、感染症の健康危機管理上重要である。近年、臨床微生物分野においては迅速・簡便な検査法の開発と応用が検討され、遺伝子診断などの普及が著しく、病原体の分離保存は行われたい傾向にある。しかし、地研で行われている野生株の分離・分析は、今後出現が予想される病原微生物対策上、重要なデータを提供すると考えられる。なお、分離保存株は、バイオセーフティー面から安全に管理するとともにバイオセキュリティー面からも厳格に保管する必要がある。

## **b. 病原微生物抗体保有率の把握**

感染症に罹りやすいかどうかは、宿主の病原微生物に対する抗体価と密接に関係しており、抗体価が非常に低い場合や、長期的な傾向として抗体価が漸減しているような場合は、集団感染の危険性が高くなる。その裏付けとなる血清疫学研究は感染症対策における重要な基礎データであり、地研としても本庁や保健所と連携し、地域の抗体保有状況を把握するシステムを構築することが必要である。

## **c. 化学物質汚染の監視**

化学物質による汚染に関して、農産物や輸入食品を含む食品全般、室内空気や飲料水、さらにヒトを含む動植物を対象にした監視を行い、それぞれの安全性を確保する必要がある。これらの監視は、健康危機発生リスクの高い化学物質を主な対象として行うべきであり、健康危機の発生が予測できるようなマーカーの開発も重要である。

## **d. 未規制化学物質の汚染実態、環境動態の把握**

生体影響や汚染実態が明らかにされていない未規制化学物質についても、健康危機のリスクが高いと思われるものについては、その分析方法を開発し積極的な調査に取り組んでいく必要がある。地研はフィールドを持つ保健所と試験検査業務において密接に連携しており、それを活用することにより、この分野の調査研究を効果的に実施できる。なお、これらの取り組みについては、環境部門との連携を図り、より効率的に進めていくことが望ましい。

## **二) 共同調査・共同研究**

地研は、保健所との密接な連携を持った上で、地域の保健衛生行政のための科学的・技術的中核機関として、共通の目的のもとに全国に設置されている。この地研ネットワークを利用した共同調査や共同研究は、全国もしくは広域での共通の課題解決に有効である。同時に、共同することは職員相互の知識・技術水準の向上にも役立つ。また、地元大学との共同研究は、人材育成を含め地域特性課題の解決に有効な手段である。同様に、国の機関との共同研究は、広域的な課題解決のほか、優れた知識・技術を取得するために有効である。

こうしたことから、次のような共同調査・共同研

究を推進すべきである。

### **a. 全国レベルの調査研究への参加**

近年、全国規模での感染症の流行や化学物質汚染問題が度々発生し、広域的な対応の必要度が増している。また、海外旅行者の増加などで国際交流が進むことにより、海外での感染症や化学物質汚染にも留意が必要となってきている。この対応は国研等を中心に行なわれており、連携が可能な地研はこれに積極的に参加すべきである。

### **b. 健康危機事例と専門情報の収集・解析・提供**

過去の健康危機への対応において、地研が主要な役割を果たした例および貴重な経験をした例は数多い。それらの事例の概要、解決方法、教訓などの情報をデータベース化し、関係者が閲覧できる事例集を地方衛生研究所全国協議会で作成し、大阪府立公衆衛生研究所ホームページ上で公開している。今後、データベースを充実させることは同種の健康危機発生に際し強力な支援となるとともに、研究課題の発掘、解決法へのヒントにもなる。

### **c. 地研および国研との共同研究**

国研はもとより、地研には各分野で多数のエキスパートが活躍している。これらのエキスパートと共同研究を行うことは、先端的な技術や知識を取得できるほか、広域連携等に有効な人的ネットワークも形成でき、健康危機対応に大きく役立つとともに、共同研究後も継続的な情報交換が行え、水準の向上に繋がる。

### **d. 大学等の基礎研究への協力・支援・共同研究**

大学では水準の高い基礎研究が行われており、一方、地研では保健所との連携等によるフィールド基盤をもった検査試料や分離菌株などを多数保有するなどの特長を持っている。この両者が共同研究を行うことは、大学側には多様な試料とフィールドを提供でき、地研側には知識と技術の水準向上が図れるなど有用である。特に地元大学との共同研究においては、地域特性課題の解決にも繋がることから積極的に推進すべきである。

## **④ 今後強化すべき機能および要件**

以上述べてきたように、調査研究は地研にとって

重要な業務として位置付けられるが、それを実施するための環境条件や予算などに問題点を抱えている機関が多い。今後、以下のような機能や要件を整える必要がある。

#### イ) 調査研究の活性化

調査研究の重要性を各職員に再認識させるとともに、上記の②実施すべき調査研究の分野を参考に調査研究を実施し、成果のまとめ→口頭発表→論文または報告書の作成→評価→次の調査研究へと展開、という「調査研究のサイクル」を繰り返す習慣を所内で定着させ、調査研究の活性化を図るべきである。

#### ロ) 機器・設備の整備

新しい機器・設備の整備は、調査研究を遂行していく上で、欠かすことができない。しかし、国、地方の財政事情から必ずしも充分に行われていない。主管部局等自治体内部への積極的な説明・働き掛けは勿論のこと、外部資金の導入や機器設備の他機関との相互利用などの工夫が必要である。

#### ハ) 人材の育成

健康危機に的確に対応していくためには、病原微生物の確定診断や化学物質の特定のための、高精度で、迅速で、かつ実用的な検査技術の開発を進めていく必要がある。これらの技術開発には、遺伝子診断技術や高度機器分析技術など、先端技術の導入が重要となるので、上記の機器・設備の整備とともに、それらを取り扱う基本技術取得のための人材の育成も重要である。人材育成にあたっては、地研間および他の研究教育機関での研修、あるいは相互出向制度などによる人的交流の活性化も有用である。また、これらの技術研修に加え、疫学分野に関する人材育成も重要であり、研究会、セミナーへの参加などにより知識、能力のレベルアップを図るべきである。また、専門知識と技術水準向上のためには、任期付研究員の採用が有効な場合も考えられる。

#### 二) 調査研究費の確保

各自治体の研究予算要求では、所の専門職も予算担当者への説明に積極的に参加し予算獲得に努める。さらに、国の科学研究費補助金（厚生労働省、環境省、文部科学省）や民間等の研究補助金へも積極的に応募し、研究費の確保に努めるべきである。

#### ホ) 調査研究を評価する機能

調査研究の評価に関しては、管理職による所内評価機能に加え、各分野を代表する外部有識者による評価も含む評価制度を整備し、定期的で計画的な研究評価を行い、その結果を次の調査研究へと活かしていくべきである。評価方法としては、研究計画に対しては、行政ニーズや公衆衛生学的意義などの研究の必要性と、計画の妥当性や学術性などの研究の水準などを評価し、研究成果に対しては、新たな知見が得られたか、及び成果の活用や行政施策への反映などについての評価が必要である。長期研究については、事前評価、中間評価、事後評価を行うことが望ましい。

#### ヘ) 共同調査・共同研究

共同調査や共同研究の実施が知識や技術水準向上のために非常に重要であることは前述したが、実施しやすい環境づくりが要件となる。地研や国研との共同調査・共同研究では、同じ専門分野のメンバー構成が多いことから共同体制を組みやすいが、学際的な連携が必要な場合でも、所内の他部門との共同体制はもとより、民間、大学、国研等との連携体制もとれるような積極的な職場での雰囲気づくりが必要である。

#### ト) 調査研究業績の公表と広報活動

地研の調査研究業務を円滑に推し進めていくためには地域住民や関係機関の理解を得ることが極めて重要であり、次のような取り組みが大切である。すなわち、主要な実績をインターネット等で関係課・関係機関に配信しPRに努める、ホームページで県民・市民に紹介する、研究発表会を開催し、実績を関係者に伝える、学会等で発表する、などの活動を積極的に行うべきである。

### 4. 試験検査の充実

#### ① 充実すべき機能と機関連携

地研が対応する健康危機には、原因不明の感染症や新興・再興感染症、食中毒、医薬品、毒物劇物、飲料水などに含まれる化学物質による健康被害、あるいは化学兵器、生物兵器等を用いたNBCテロなどによる健康被害がある。これらの未然防止や発生